

## 信玄公生誕500年記念ロゴマーク使用取扱要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、2021年11月3日に生誕日を迎える、郷土やまなしの英雄、武田信玄公の生誕500年を全県挙げて盛り上げていくため、信玄公生誕500年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

### (ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する著作権等の一切の権利は、信玄公生誕500年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）に帰属する。

### (使用の承認申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、信玄公生誕500年記念ロゴマーク使用承認申請書（第1号様式。以下「使用承認申請書」という。）を、実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 学校において教育等の目的で使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 実行委員会を構成する団体が、信玄公生誕500年記念の取り組みをPRする目的で使用する場合
- (4) その他、会長が適当と認める場合

### (使用の承認等)

第5条 会長は、前条の使用承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用を承認するときは、信玄公生誕500年記念ロゴマーク使用（変更）承認通知書（第2号様式。以下「承認通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

- 2 会長は、前項の規定により承認をする場合において、その使用方法について条件を付することができる。
- 3 会長は、ロゴマークの使用を承認しないときは、信玄公生誕500年記念ロゴマーク使用（変更）不承認通知書（第3号様式。以下「不承認通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。
- 4 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないもの

とする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (2) 実行委員会の信用や品位を害するおそれがある場合
- (3) 第三者の誤解を招き、又は利益を害するおそれがある場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (5) その他、その使用が不相当と認められる場合

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第7条 会長は、ロゴマークの使用の承認をした日から、信玄公生誕500年記念事業期間中、ロゴマークの使用を認めることができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた内容のみに使用すること
- (2) 第5条第2項の規定により付された条件に従うこと
- (3) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと
- (4) 「信玄公生誕500年記念ロゴマーク使用規定」に沿って適切に使用すること
- (5) ロゴマークを自己の商標若しくは意匠に使用せず、又は商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと
- (6) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) ロゴマークを使用した商品の製造又は役務を他の者に委託して行わせる場合は、その受託者が本要綱の規定に違反しないよう、管理、監督その他必要な措置を講ずること

(承認内容の変更)

第9条 使用者は、ロゴマークの使用の承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、信玄公生誕500年記念ロゴマーク使用内容変更申請書（第4号様式。以下「変更申請書」という。）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更を承認する場合には承認通知書により、変更を承認しない場合は不承認通知書により、使用者に通知するものとする。

(報告及び調査)

第10条 使用者は、ロゴマークを使用した実際の物品等を、会長に提出しなければならない。ただし、当該物品等の提出が困難であると認められるものについては、その写真等の提出をもって、これに代えることができる。

2 会長は、必要に応じて、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(承認の取り消し等)

第11条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用の承認を取り消すことができる。

(1) 使用の申請又は変更の申請の内容に虚偽があることが判明した場合

(2) 使用者が第8条各号に掲げる事項を遵守しない場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、ロゴマークを継続して使用することが不適當であると会長が認めた場合

2 会長は、前項の規定により承認を取り消すときは、信玄公生誕500年記念ロゴマーク使用承認取消通知書(第5号様式)により、使用者に通知するものとする。

3 使用者は、前項の規定による通知を受けた日以後、ロゴマークを使用した物品等の使用、配布、販売、掲示等又は役務の提供をしてはならない。

(免責事項)

第12条 実行委員会は、本要綱により、ロゴマークの使用に伴って使用者に生じた損害について一切の責任を負わない。

(責任等)

第13条 ロゴマークを使用した物品等の安全性、品質等については、使用者が一切の責任を負うものとする。

2 使用者は、ロゴマークの使用により第三者に損害を与えたときは、その一切の責任を負うものとする。また、ロゴマークの使用の承認の取り消しにより、使用者又は第三者に生じた損害についても、同様とする。

3 使用者は、ロゴマークの使用による事故、苦情が発生したときは、自らの責任のもとに、適切な措置を講じなければならない。事故、苦情が発生したときは、使用者は速やかにその内容について、実行委員会に報告しなければならない。

4 前項に規定する事故、苦情について、実行委員会は一切の責任を負わない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

別図 (第2条関係)

<p>信玄公生誕500年記念 ロゴマーク</p>	
------------------------------	---